

あなたと議会



「稲刈り風景」



No.171

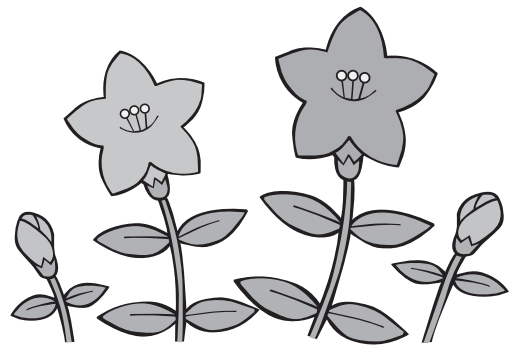
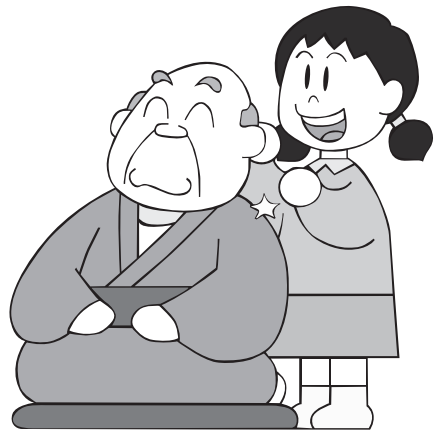
鹿沼市議会だより 2011 9月26日発行

第4回定例会審議日程

- 7月22日 本会議 第1日
午前10時02分開会
・報告5件、認定1件、予算1件、契約1件、
条例2件、人事15件、その他5件、
計30件について市長から提案理由の説明
・人事15件を議決
午前10時33分散会
出席議員26名
- 8月1日 本会議 第2日
午前10時00分開議
・議案質疑、市政一般質問
午後2時51分延会
出席議員25名
- 8月2日 本会議 第3日
午前10時00分開議
・議案質疑、市政一般質問
午後3時54分延会
出席議員25名
- 8月4日 本会議 第4日
午前10時00分開議
・議案質疑、市政一般質問
・議案等の各委員会付託
午後2時42分散会
出席議員26名
- 8月8日 総務常任委員会
環境経済常任委員会
文教民生常任委員会
建設水道常任委員会
- 8月9日 本会議 第5日
午前10時00分開議
・議案等について各委員長の審査報告があり、
委員長の報告とあり議決
・追加提案された議員案3件を議決
・特別委員会付託調査事項について委員長
報告
午前10時50分開会
出席議員26名

議案質疑

市政一般
質問



地域「コミュニティ」の振興について

橋本 正男 議員



「地域」コミュニティの核である「コミュニティセンター」の建て替えについて(南押原「コミュニティセンター」)

議員 コミュニティセンターは市内

14地区に配置され、各地区で住民が集い自治会活動やボランティア活動・文化的活動を行っており、地域の拠点施設としてなくてはならないものである。

南押原コミュニティセンターは、平成22年度は505件、延べ

6千908人の利用があり、施設が利用し易いものならば、更に多くの利用が見込まれる。

しかし昭和48年に建設され、40年近く経過して、雨漏りによる天井のじみや建具の不具合による利用者の不便を来している状況である。

平成20年度の車座集會では、市長は、第5次総合計画の終盤で南押原コミュニティセンターの改修を考えると答えている。

今年度は第5次総合計画の最終年度だが、南押原コミュニティセンターの建て替えはどうか。建て替え時期を伺う。

市長

南押原コミュニティセンターは、建築後38年が経過し、雨漏りや建具の建て付けが悪いなど老朽化が進み、建て替えの必要性は高い施設と認識しています。これまでも、まちづくり懇談会、車座集會、市議會などで建て替えの要望をいただいています。

このようなことから、建て替えについては、現在策定中の第6次総合計画に位置づけ、財政状況等を考慮しながら、早期の整備を検討していきます。

なお、整備されるまでの間、雨漏り等は緊急修繕を適宜行い、市民サービスに影響が出ないよう

う、維持管理に努めていきます。

議員 敷地内に消防団の第10分団第1部の車庫が出来て、用地も狭くなった。建て替え時には、用地も広げてもらいたい。

市長

現在の敷地内に消防団の車庫が出来たので、建て替え時には工事的にも難しいのではないかと思います。敷地の問題も含め、地域の皆さんと相談をさせていただきますながら検討を進めていかなければならないと認識しています。

保育行政について

大越 正啓 議員



「保育園整備計画に

ついて

議員

保育園の統廃合について伺う。

保健福祉部長

保育園の統廃合等は、鹿沼市保育園整備計画により進めていきます。

この計画では、公立の役割を、遠隔地の保育需要への対応、障害児保育、地域の子育て支援拠

点の機能、児童相談所やおおば園等関係機関との連携、DVや配慮を要する子ども・家庭等への支援、緊急・一時的な保育等としていきます。

また、公立保育園13施設、児童館3施設を、拠点化・民間活力の導入等により、7施設に再編する計画です。

拠点化による統廃合は、北・こぼと保育園、板荷児童館（北部地域）、ひなた保育園、西大芦・加蘇児童館（西部地域）、粟野・粕尾・永野保育園（栗野地域）の9施設、民間活力の導入による廃園は、もみやま保育園です。

北部地域は、拠点保育園の建

設候補地を選定、現在、用地交渉を行っています。説明会を開催し、住民との合意形成を図りながら事業を進めており、板荷児童館は当面存続させ、地元

の理解が得られた段階で統廃合と計画を見直しました。

西部地域は、24年度以降に拠点保育園整備に着手予定です。

栗野地域も、24年度以降に粕尾・永野保育園の栗野保育園への統合に着手予定です。

もみやま保育園は、まなぶ・村井保育園の増改築後、23年度で廃園予定でしたが、地域住民の要望や、在園児の卒園等を考慮し、25年度以降に住民合意が得られた時点で廃園と計画を見

直しました。

拠点化のメリットとして、延長・一時保育など多様な保育ニーズへの対応、地域子育て支援センターを併設し子育てに悩みを持つ保護者等への支援強化、児童数が少ない場合の異年齢児の合同保育が解消、年齢に応じた集団生活を学ぶための保育が可能、駐車場の拡大、送迎の安全性の確保等が挙げられます。

また、遠隔地の場合、通園パスも検討しており、送迎の負担軽減等を考えています。今後も、説明会等を開催し、合意形成を図りながら慎重に進めていきますので、ご理解をお願いいたします。

行政に民間人の知恵を活用するについて

大貫 武男 議員



「事務職、技術職などに活躍の場を与えるべき」

議員

東日本大震災では、行政の重要性を誰しもが強く感じた。また、行政を預かる立場の人に

とっては、市民の協力無しには何事も進まないと思わなければならない。民間企業の多くが60歳を定年としていて、長い間民間企業で働いた知恵を活用しなくてはもったいないと思う。

①日進月歩の技術職などでは、積極的に登用すべきと考える。

②民間人を登用することによる職員の意識改革について伺う。

総務部長

①について、複雑多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できるように官民を超えて、有為の人材を登用すると共に、人材を育成し行政運営の活性化を図ることは、大変重要であると考えています。

本市の職員採用にあたっては、幅広い人材を確保するため、受験資格年齢を平成13年度から30歳に引き上げました。これにより、民間企業を経験した後に入

庁した職員が増加し、平成18年の合併以降の採用では、民間企業経験者が62%です。

また、建築や電気等の専門性を必要とする職種では、採用年齢枠を広げるなど、より専門的な知識経験を有する人材の確保に努めています。

このほか、県からの派遣による技術職員の受入れや財団法人栃木県建設総合技術センターの活用など、専門的業務に対応した体制をとっています。

②について、本市職員の人材育成は、職員研修計画に基づき、職場研修のほか、自己研鑽によるスキルアップや専門研修、県への実務研修や相互交流などを

2013 順天湾国際庭園博覧会について

鈴木 貢 議員



「出展準備について」
議員
準備体制について伺う。

市長
順天湾国際庭園博覧会は、2

013年4月から10月までの半年間、開催されます。さつき盆栽のほか、花き・花木、庭木、造園等の幅広い展示が可能と考えられます。
本年6月、「鹿沼市さつき盆栽海外輸出促進協議会」を開催

し、出展準備を開始、本市も年度内には担当を設け、推進体制を整えたいと考えています。
また、県に対しても、国との調整を含め、支援や指導を要望したところです。

博覧会出展は、5月に、私が順天市を訪問し、正式に出展意向を伝えたとあります。

その後、さつき祭りには順天市からの訪問団を迎え、7月には市議会から順天市を訪問していただき、交流を深め、出展の機運も高まりつつあります。

「さつきや緑花木の振興及び輸出について」

議員
① さつきの輸出について伺う。
② 園芸の専門学校の設置について伺う。

市長

① について、海外輸出は、生産拡大を図ることからも重要と認識しており、県と連携して、積極的な支援を考えています。

順天博覧会への出展、さらに来年、オランダで開催の「フロリアード国際園芸博覧会」への参加も検討していると聞いていますので、世界各国に本市のさつきや緑花木をPRする大きなチャンスとなり、輸出拡大にも繋がるものと期待しています。

② について、さつき盆栽などの剪定や栽培方法は、わが国の伝統技術として世界各国に紹介されており、花木センターでも、さつきの剪定教室等の開催により、技術の伝承に努めています。

国内外から学生を受入れる専門学校を設置については、関係者の意見を伺い、高校や大学との連携も検討し、国際博覧会への参加を通して本市が技術的にも緑花木産業の先進地であるとアピールしながら、海外を含めた研修機能を持つ可能性を探っていきたくと考えています。

鈴木 章由 議員

市民の意識について



「市民の意識の中で権利や自由が前面に出て、義務や責任が後退しているように感じる」

市営住宅使用料・下水道受益者負担金及び使用料等の未納者に対する取り組みについて市長の考えを伺う。

議員
市税・国保税・給食費・保育料・

市長
納税は教育、勤労と共に憲法

に定められた国民の義務であり、税は所得や所有する資産等に応じて課せられ、納税義務者自らが納めることになっていきます。
これら国民の義務を果たすことで、権利としての公共の福祉や社会資本整備が図れるものと考えています。

納税の義務を周知するため、小・中学校の租税教室や中・高校生対象の税の作文募集の他、各種メディアを活用し、納付環境の整備や滞納者への対応等、様々な啓発を行っています。

しかしながら、市税の収納率は平成21年度決算で88.8%、国民健康保険税の収納率は62.7%で、年々低くなる傾向にあります。

平成22年度速報ですが、市税の収納率は88.4%、国民健康保険税の収納率は62.0%でした。
また、学校給食費や保育料等の税外収入も、平成21年度決算額で1億7千630万7千111円と多額の収入未済金が発生しています。

このような状況を踏まえ、未納者への対策として、市税は、平成19年度から栃木県地方税徴収特別対策室と連携した滞納整理により、5億437万8千108円を確保するなど収納率の向上に取り組んでいます。

税外収入は、平成22年度から債権回収マニュアルの整備、鹿沼市債権管理委員会を設置、滞

納者に対し「鹿沼市債権管理適正化基本方針」を策定し、収入未済金の回収に向けて取り組んでいます。

今議会で、県内初の「債権管理条例」を提出し、法令などの整備と債権管理の適正化に向けた体制強化等により、滞納の未然防止・累積滞納額の圧縮及び回収の強化等を進め、市民負担の公平性・公正性を図りたいと考えています。

地方分権の時代に、市民主体のまちづくりには、市民が果たすべき義務や責任が重要と認識していますので、積極的に周知・啓発を行い市民意識の改革を図りたいと考えています。

子育て支援策について

横尾 武男 議員

「子供支援策について」



議 員

①第3子対策事業の見直しと問題点について伺う。
②子ども手当ての見直しにつ

保健福祉部長
①について、第3子対策事業は、平成18年度から総合的な少子化対策として実施してきましたが、平成21年10月の政策評価

委員会において、「本市の子育て支援については、第1子からの支援が受けられるよう見直しを進めるべき」との答申を受け、ことや、国の子ども手当の支給、高校の授業料無償化等、子育て支援策が創出されたことに伴い、平成23年度からは、一人目からの子育て支援策を新たに展開したところです。

子育て支援策を充実しました。問題点は、本市の子育て支援策が「第3子対策事業」から「一人目からの支援策」への大きな見直しだったため、第3子対策事業の支援策を見越して第3子を生んだ方にご理解いただくことでした。

そこで、平成22年度は、制度変更の周知期間を設け、広報誌やホームページへの掲載、パンフレットの作成・配布を行うと共に、妊娠している方などを考慮し、第3子家庭・就学給付金事業や、第3子世帯住環境支援補助事業では経過措置を設け、本年4月1日までに出生した子どもまで支給対象となるよう配

慮しており、ご理解をいただきたいと思ひます。
②について、平成23年度子ども手当の支給は、「国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当ての支給に関する法律の一部を改正する法律」いわゆる「つなぎ法」により、本年度4月から9月まで暫定的に延長されました。10月以降の支給については、現在、国で様々な議論がなされており、今後その動向を注視し、その支給事務に支障が生じることがないよう努めていきたいと思ひます。

安全・安心な社会づくりについて

鯨原 一男 議員



「防災対策について」

議 員

台風や集中豪雨、ゲリラ豪雨から鹿沼市民を守る、風水害対策の現状と課題について伺う。

総務部長

最近、河川の整備等により、本市では人命に関わる大きな風水害は発生していませんが、山間部での土砂災害や市街地における内水氾濫の危険があります。その対策としては、毎年6月

の土砂災害防止月間に合わせて、広報かぬまに啓発記事を掲載するほか、大雨時に道路冠水のおそれがある箇所を示した「大雨時通行止箇所図」や県の洪水想定調査に基づく「ハザードマップ」を配布しています。
また、土砂災害防止策として、急傾斜地崩落危険箇所等の住民には、毎年、県からダイレクトメールによる周知を行うほか、鹿沼土木事務所等と合同で危険箇所の点検を実施しています。

また、課題としては、特に土砂災害については、その前兆現象を発見することが難しく、気象条件等による消防団等の警戒とともに、住民自らが判断して避難することが重要となります。そのため、自主防災会による避難誘導や救出・救護等が有効となりますので、今後も、自主防災会の設立を促進していきたいと考えています。

分については、国・県を待たずに、見直しを行っていきたくと考えています。
東日本大震災で被害を受けた屋根瓦の修繕が遅れている家屋が多くあるが、市としての支援策はあるか。
リフォーム補助という形で対応しています。現在まで認定申請書が290件、そのうち地震による被災は265件でした。

総務部長

リフォーム補助という形で対応しています。現在まで認定申請書が290件、そのうち地震による被災は265件でした。

冠水情報板について

議員 則男 寛

寛



検は、降雨期前に市内にある他の冠水危険箇所を含め一斉点検を行うと共に、日常のパトロールや降雨後の点検等を職員により常時実施しています。

「作動状況について」

議員

設置後、通行止めは何回表示したか、また、誤作動による表示はなかったか。

都市建設部長

冠水情報板設置後に「通行止め」を表示したのは、本年7月19日の台風6号による冠水時の1回です。

「有効利用について」

議員

情報板を他の目的にも利用できないか。

都市建設部長

現在は、通行者に現地が「冠水危険箇所」であることを周知するために「高速道路下降雨により通行止めとなることがあります」と表示していますが、昨年より、冬季の降雪時などスリップ事故等の発生のおそれがある時には「凍結注意」の表示

をしています。

但し、現地が冠水した場合に直ちに「通行注意」及び「通行止め」の表示に切り替わるよう設定しています。

また、道路冠水発生時には、警察・消防と情報を共有することで、適確な初動体制がとれるよう連携を図っています。

その他の利用については、「道路の安全確保を目的とする表示」の範囲内で、今後も検討していきますので、ご理解いただきたいと思います。

「維持管理について」

議員

冠水情報板及び感知センサー部の清掃点検について伺う。

都市建設部長

茂呂地内の市道017号線に設置した冠水情報板の機器類の保守管理は、専門業者への業務委託で、年1回降雨期前の6月までに点検業務を行っています。また、感知センサー周辺や側溝、路面等の土砂やゴミ等の点

自殺者防止対策について

議員 湯澤 英之

湯澤



握やその件数について伺う。

「自殺対策の普及啓発について」

議員

①普及啓発の効果及び検証結果や課題について示せ。

②今後の取り組みについて示せ。

市長

①について、自殺対策は昨年度から本市の重点事業に位置づけ、事業を実施しています。

広報かめまつ集号、ケーブルテレビの活用や講演会の開催等、広く市民に啓発すると共に、民生委員・児童委員や市職員など相談を受ける立場の方々に対し、研修会やパンフレットの配布などを行いました。

自殺に至るまでの背景は多岐に亘り、社会情勢等も要因となることも多く、根気よく地道に活動を続け、広く市民に周知を図る必要があると考えています。また、検証結果や課題については、自殺対策連絡協議会で検

討を進めていきます。

②について、自殺対策連絡協議会の取組としては、悩みをもつ方に最初に応対する方をゲートキーパーと位置づけ、そのゲートキーパーを増やし、自殺予防の講演会の開催やケーブルテレビを活用した普及・啓発を行う予定です。

自殺対策を推進することは、住みよい街づくりに繋がることから、自殺対策連絡協議会委員の方々の意見や、庁内の連絡会などで明らかになった課題を整理し、継続的に事業を展開していきたいと考えています。

「市内の現状について」

CSN

議員

①昨年の市内自殺者数について示せ。

②自殺をほのめかす情報の把握

市長

①について、人口動態統計による本市の自殺者数は、平成20

年が30人、平成21年は29人です。平成22年は、警察が発表した自

国保財政の健全化について

赤坂日出男 議員



「医療費削減に向けた取り組みについて」

議員

①被保険者に対し後発医薬品への切り替えを促す施策は取れないか。

②生活習慣病予防のため、健康教室や地域の料理教室などで保健指導を増やすべきと思う。

市長

①について、平成21年8月の国保運営協議会で、後発医薬品の

(ジェネリック医薬品)の普及促進についての検討をいただいた結果、国保被保険証の一斉更新に併せ9月に「ジェネリック医薬品希望カード」を加入全世帯に送付しました。

その後は窓口で新規国保加入者に、利用と普及の協力をお願いしています。

また、本年6月に県国民健康保険団体連合会から、県内各市町に対し「後発医薬品と現在服用している医薬品の差額を被保険者に通知するかどうかの調査」がありました。積極的な市町は少ないとの調査結果ですが、本市では、国保財政の健全化策の一つとして、通知発送を含め

先進事例を参考に後発医薬品の切り替え推進を検討します。

市民部長

②について、本市でも40歳から74歳までの国民健康保険加入者全員を対象に特定健康診査を実施しており、受診率は年々向上しています。

健診の結果、改善が必要な方にはリスクの段階により、特定保健指導として原則1回の「動機付け支援」、6カ月の継続的な「積極的支援」を行っています。

今後も、がん検診と合わせた日曜日の検診実施や、未受診者への通知等により、受診率の向

上に努めていきます。

健康教室等は、食生活改善推進員会と連携し、地域の健康講話や、こども・男性のためのクッキング講座等、気軽に健康相談ができる「まちの保健室」の開催や、がん検診会場やパート等の会場で健康相談を実施し、健康意識の向上を図っています。

今後も、現在策定中の健康増進計画「健康かめま21」の中で、生活習慣病予防を重点目標におき、本市の実態や市民のニーズにあった健康教育や健康相談などに努めていきます。

鹿沼の河川について

関口 正一 議員



「小藪川について」

議員

次の3点について伺う。
①川底の土砂及び草について、村井町から花岡町まで取っただけでないか。

②塩山地区の洪水対策について、小藪川改修対策協議会での県からの回答は、測量と設計は去年終了し、11月以降に工事を実施予定ということだが、実際にいつから工事は進められるのか。

③市道3062号線の草刈について、小藪川の西側道路を

ずつつる草が生えている。草刈をしてもらっており、有り難いのだが、年2回から年1回になっているようだ。

村井地区は、農家の人が草刈りをしているので、ほとんど草は生えていないのだが、椋山町からは草が生えている。その辺の配慮をしていただきたい。

都市建設部長

①について、昨年度は、地域からの要望を受け、河川管理者の鹿沼土木事務所が、特に堆積土が著しい場所について、土砂撤去を行っています。

小藪川については、河川改修を促進し、水害を防止し、併せて流域の環境整備を図ることを目的とした、小藪川改修対策協議会があり、改修工事や土砂撤去等についての要望活動を行っています。

今年度も同協議会を通じて土砂撤去の要望活動を行う予定となっております。

②について、小藪川における塩山地区の増水時危険箇所は、固定堰の上流部であると想定しています。

当該箇所の改善については、平成21年度に鹿沼土木事務所と現地立会いのうえ要望しており、平成22年度には、測量と詳細設

計が行われています。

今年度は、一部工事に着手する予定とのことです。

③について、小藪川沿線の市道3062号線の除草については、河川との兼用工作物管理協定を県と締結しており、道路の路肩から法長1mの区域につきましては、道路管理者の管理となっており、今年度から年2回、請負業者に委託し、約2.4kmの除草作業を行っています。

北犬飼コミュニティセンターの整備・移転について

谷中 恵子 議員



「北犬飼コミュニティセンターを職業訓練センター内に移転させる計画」

議員

次の3点について伺う。
① 時期はいつごろを予定して

市長

①について、北犬飼コミュニ

いるのか。

② 移転にあたり課題は何か。

③ 移転に向けた今後のスケジュールについて示せ。

ティセンターは、昭和47年に建設され、昭和50年に本市へ鹿沼工業団地総合管理組合から寄付されたものであり、39年が経過しています。

施設の状況は、建物の外壁など老朽化が進んでおり、今回の東日本大震災でも被害を受け、建替えの必要があると認識しています。

地元からも平成17年度のまちづくり懇談会で建替え要望が、また、平成22年度の市議会や車座集会で職業訓練センターへの移転要望が出されているところですが、

今後、現在策定中の第6次総合計画に位置づけ、地元や関係

者との合意形成ができれば、財政状況等を考慮しながら、移転の時期、改修内容等を検討していきたいと考えています。

②について、一つ目として、職業訓練センターとコミュニティセンターのそれぞれの必要スペースが確保できるか。

二つ目に、北犬飼コミュニティセンターは、鹿沼工業団地総合管理協会や民間レストランが入る複合施設であり、関係者との調整が必要となります。

三つ目に、主要地方道宇都宮・楡木線からの進入路の整備が必要ではないか。

四つ目として、現在の北犬飼コミュニティセンター隣の鹿沼

市体育館と訓練センター隣の北犬飼体育館の今後の在り方などです。

③について、まずは、第6次総合計画に位置づけると共に、移転の時期、施設の機能や規模など地元や関係者との合意形成が得られれば、先ほどの課題について順次検討を行い、他地区のコミュニティセンター整備なども考慮し整備計画を作成していきたいと考えています。

高齢者対策事業について

芳田 利雄 議員



「家庭ゴミ戸別収集に（55）モデル事業」

議員

鹿沼市の高齢者人口は65歳以上で2万3千500人、割合は23%、4人に1人は高齢者にならんと

している。

この事業は、高齢者等でごみステーションにごみを出すことが困難な世帯を支援するという目的である。

①モデル事業であっても、こういう目的なのであれば、対象

者要件をもっとゆるめて、対象者を増やしてはどうか。

また、モデル地区の西大芦・柏尾地区では、対象世帯はどのくらいなのか。

②モデル地区として西大芦、柏尾地区を選んだが、最も高齢者の多い中央地区も含めてはどうか。

環境部長

①について、今回のモデル事業において、要介護者や身体障害者等の要件の他に、「その他市長が認めるもの」を設けています。

今回の実証実験で、「その他市長が認めるもの」の要件とし

ては、実際にどのようなものがあり、実際にどこまで対応することができかなどを検証していきたいと考えています。

西大芦地区は、65歳以上の独り世帯数は37、シルバースペースは51、合計が88世帯です。

柏尾地区は、65歳以上の独り世帯数は46、シルバースペースは56、合計が102世帯です。

西大芦地区の人数は、要介護・要支援認定者63名、身体障害者2級以上認定者18名、精神障害者2級以上認定者3名、合計84名です。

柏尾地区の人数は、要介護・要支援認定者72名、身体障害者2級以上認定者28名、精神障害

者2級以上認定者6名、合計106名です。

②について、今回の実証実験では、鹿沼地区と栗野地区において、それぞれ高齢者率の高いところから1ヶ所選定させてもらい、西大芦地区と柏尾地区で実施します。

今回は、中山間地域のこの2地区で実施し、実証実験の結果も踏まえ、次は市街地を優先して実施したいと考えていますので、中央地区も含め、高齢者率などを参考に対象地区を検討したいと考えています。

その他の質問事項

前掲載質問の他に、それぞれ次の事項について質問がありましたので、主なものを紹介します。

- 橋本 正男 議員
 - 橋梁整備計画について
 - 福島第一原子力発電所の事故による鹿沼市の影響について
- 大越 正啓 議員
 - 市長の政治姿勢について
 - 福祉行政について
 - 教育行政について
- 大貫 武男 議員
 - 多額の支出が予想される事業の対策について
 - 堆肥化センターの諸問題について
- 鈴木 貢 議員
 - 第6次鹿沼市総合計画基本構想について
 - 中学校卒業生のうち不登校生の社会参加及び就職支援について
 - 中央小学校の建て替えについて
- 鈴木 章由 議員
 - 地域整備について
- 横尾 武男 議員
 - 農業問題について
 - 観光行政について
- 蝦原 一男 議員
 - 議案第65号 平成23年度鹿沼市一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第66号 鹿沼市総合計画基本構想の策定について
 - 第6次鹿沼市総合計画基本構想（案）について
 - 教育環境の充実
- 筧 則男 議員
 - 放射エネルギーについて
 - 公共工事入札について
 - 地上デジタル放送について
 - たばこ税について
- 湯澤 英之 議員
 - 学校の整備計画について
- 赤坂日出男 議員
 - 消防行政について
 - 道路行政について
 - 水道行政について
- 関口 正一 議員
 - 花木センターについて
 - 東武駅前広場と取付道路について
 - 空き家について
 - 国道293号について
- 谷中 恵子 議員
 - ごみの戸別収集について
- 芳田 利雄 議員
 - 議案第73号 鹿沼市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について
 - 国保問題について
 - 学童保育について
 - 大震災と原発事故について
- 塩入 佳子 議員
 - 高齢者と公共交通について

塩入 佳子 議員

本市経済の活性化について



-
-
-

「まちの駅と中心市街地の活性化について」

議員

- ① まちの駅の集客、売上、好感度などについて伺う。
- ② オープン後の課題について

市長

①について、まちの駅「新・鹿沼宿」は、4月29日のオープン

させ。

③評価や改善策の提言を行う外部組織について伺う。

ンから3か月が経ちました。

7月末現在の来館者数は、推計約17万2千人、売上は、物産館・そば店・喫茶コーナーを合わせ約7千200万円と当初計画を大きく上回っています。

特に、地元産の新鮮な農産物を始め、鹿沼そば、地域食材を活用した「ソフトクリーム」や「こんにやくフライ」など、いずれの商品も大変好評です。また、周辺地域の皆さんからも新鮮な地元産の農産物等が身近で買えるようになったと喜んでいただいています。

新・鹿沼宿は、「トイレ」「観光案内」「休憩の場」など、「まちの駅」としての機能が充実し

ており、観光客が気軽に立ち寄れる場、市民の待ち合いや交流の場、まち歩きイベントの拠点、写真展示など、様々な形で多くの人に利用されつつあります。

②について、オープン直後は、客数、客層などの見込みが難しかったため、物産品の品揃えのアンバランスや値段に対する不満の声がありました。また、案内窓口の応対や施設管理に不徹底の部分もありました。

現在は、農産物や物産品の在庫・供給状況が把握できる「生産者メール配信システム」の充実や近隣住民の皆さんの協力による花壇整備など、一つひとつ課題の解決に努めています。

③について、毎月、「まちの駅」新・鹿沼宿「運営協議会」を開催し、苦情の分析や課題の解決策、イベントの計画などを話し合っています。

また、「おもてなし」の向上のため、外部講師による研修等も行っています。新たな組織の設置は考えていませんが、今後も、利用者アンケートの実施や専門家等のアドバイスを受けながら鹿沼市全体の観光交流拠点としての役割を果たせるよう、常に、改善に努めていきたいと考えています。

平成23年第4回定例会

可決した議案

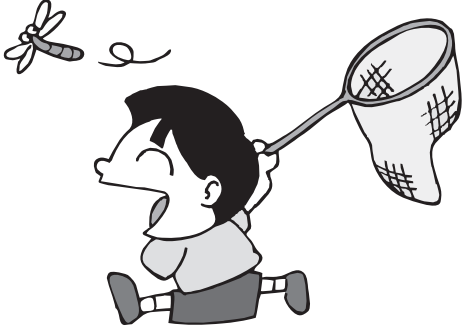


議案が可決され
ると執行部によって
その事業等が進め
られます。



| | |
|--------|---------------------------------------|
| 認定第1号 | 平成22年度鹿沼市水道事業会計決算の認定について |
| 議案第65号 | 平成23年度鹿沼市一般会計補正予算(第1号)について |
| 議案第66号 | 鹿沼市総合計画基本構想の策定について |
| 議案第67号 | 西方町と鹿沼市との間の休日夜間急患診療事務の受託の廃止について |
| 議案第68号 | 西方村と鹿沼市との間の休日急患歯科診療事務の受託の廃止について |
| 議案第69号 | 栃木市と鹿沼市との間の鹿沼医療圏における休日夜間急患診療事務の受託について |
| 議案第70号 | 栃木市と鹿沼市との間の鹿沼医療圏における休日急患歯科診療事務の受託について |
| 議案第71号 | 物品購入契約の締結について |
| 議案第72号 | 鹿沼市債権管理条例の制定について |
| 議案第73号 | 鹿沼市公共設置型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 議案第74号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 議案第75号 | 鹿沼市公平委員会委員の選任について |
| 議案第76号 | 鹿沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 議案第77号 | 鹿沼市粕尾財産区管理会委員の選任について |
| 議案第78号 | 鹿沼市粕尾財産区管理会委員の選任について |
| 議案第79号 | 鹿沼市粕尾財産区管理会委員の選任について |
| 議案第80号 | 鹿沼市粕尾財産区管理会委員の選任について |
| 議案第81号 | 鹿沼市粕尾財産区管理会委員の選任について |
| 議案第82号 | 鹿沼市粕尾財産区管理会委員の選任について |
| 議案第83号 | 鹿沼市清洲財産区管理会委員の選任について |
| 議案第84号 | 鹿沼市清洲財産区管理会委員の選任について |
| 議案第85号 | 鹿沼市清洲財産区管理会委員の選任について |
| 議案第86号 | 鹿沼市清洲財産区管理会委員の選任について |
| 議案第87号 | 鹿沼市清洲財産区管理会委員の選任について |
| 議案第88号 | 鹿沼市清洲財産区管理会委員の選任について |

| | |
|--------|---|
| 議員案第2号 | 鹿沼市議会基本条例の制定について |
| 議員案第3号 | 市長専決処分事項の指定について |
| 議員案第4号 | 速やかな取調べの可視化(取調べの全過程の録画)の実現を推進する意見書の提出について |



特別委員会調査報告書（報告要旨）

平成23年8月11日定例会第5日に、2つの特別委員会の委員長から付託調査事項の報告がありました。ここでは報告書の要旨を掲載します。

なお、報告書（全文）は鹿沼市議会のホームページからご覧頂けます。

<http://www.city.kanuma.tochigi.jp/13,1176,151,521.html>

●産業振興調査特別委員会（報告要旨）●

本委員会は、平成22年3月23日に、（1）企業誘致について、（2）産業活性化について、（3）雇用対策について、を付託事項として設置され、これまで12回にわたり委員会を開催してまいりました。本委員会は次の7点について提言をいたします。

提言1 有害鳥獣対策について

（1）狩猟の強化

狩猟やわなの免許をとりやすくするよう、講習会や試験会場の便宜と報奨金の増額をすること。

（2）地域ぐるみの里山整備

自治会などの組織が里山整備の補助金を受けられるよう制度を改正し、地域ぐるみで管理に当たってもらうこと。

（3）耕作放棄地の転用研究

非農地通知など土地所有者の負担が少ない方法を研究すること。

（4）物理的被害防止策の強化

物理的な被害防止策である木材へのネット巻き、忌避剤塗布、電気防護柵への補助を拡大し、食害を受けにくい作物の普及にもJAなどと協力して取り組むこと。

提言2 地籍調査の推進について

限られた土地の有効活用と保全、そして経済基盤の確立のためには地籍調査が必要不可欠である。地籍調査が行われれば、土地に関するトラブルが防止でき、適正な課税、災害時の境界復元、公共事業の正確な計画と測量費用と時間の節約、多目的に利用できるデータベース化などが可能になり、多大な経済効果が期待でき、かつ市民の負担軽減も図れる。鹿沼市においても詳細な事前調査の上、一日も早い着手を求める。

提言3 プレミアム付き商品券の継続

（1）当初予算での対応

予算編成時期に商工団体と綿密な打合せをもって、予めプレミアム付与を予算化する。

（2）発行額と販売時期の拡大

必要額を精査の上、発行額の増額と年末商戦以外に、中元等の夏期商戦にも発行すること。

（3）利便性の向上

プレミアム券発行事業者には、条件として次のような



利便性の向上を求めること。

ア 商品券が利用できる店舗の拡大（小売以外にサービス提供・修繕等）

イ 開店、閉店時間、休業日の工夫

ウ 各店独自のサービスの展開

提言4 融資制度について

（1）返済期間の延長

返済期間を現在の倍に延長し、借り換えもしやすくするなどの配慮をする、また、現在の返済残の期間を倍に延長すること。

（2）保証協会への意見提出

融資基準等についての意見を保証協会に出していくこと。

提言5 地元企業、地場産材の活用について

（1）市内業者の優先

市内業者に優先的に仕事を回すこと。契約条件に地元業者の起用を明記し、かつ地元産材の分離発注もより多くの事業で実施すること。

（2）地元産木材の使用

今後の公共建物建築等には、一定以上の割合で地元産木材を使用するよう、例えば「地元産木材利用規定」といったものを規定し、利用拡大を図ること。

（3）地産地消の推進

ア 市内店舗に「地産地消コーナー」を設けてもらい、消費者のニーズを喚起すること。売り場確保のために必要なワゴンやポップなどの経費として相応の助成を行うこと。

イ 学校給食に地場産食材を今以上に積極的に採り入れ、食育の観点からも地域の味覚というものを知らせること。

ウ 今年オープンした「まちの駅新鹿沼宿」では、市の産品をふんだんに揃え、最高の品物を適正な価格で販売すること。

(4) 東京スカイツリーの活用

来年5月22日開業予定の東京スカイツリータウン内に開店する栃木県アンテナショップにて、鹿沼市の知名度アップとブランド価値の向上を図ること。

提言6 東日本大震災と放射能問題について

(1) 中小企業融資対策

資金繰りに困難を来す中小企業には、償還の猶予や新たな融資枠、制度を設けること。

(2) 風評被害対策

農林産物、工業製品、観光への風評被害に対し、信頼ある計測に基づいて、鹿沼市の安全性を国内外へアピールすること。

また、工場立地への優位性を訴えていくこと。

(3) 公共施設耐震化の前倒し

学校等の耐震工事の前倒し、リフォーム補助枠を拡大して、雇用の創出と景気浮揚を図ること。

提言7 議会と経済団体との定期的な意見交換の場の設定について

議会基本条例において、市民との開かれた意見交換の場の設置が検討されているが、当委員会が昨年秋に行った経済団体との意見交換会は、大変有意義なものであった。交換会の席上においても、そうした機会を定期的に設けてほしいとの要望があったが、当委員会の活動期間はこの報告までに限られており、今後その役割を環境経済常任委員会に引き継いでいただくよう提案する。

当委員会として以上を提言いたします。

●小中学校の適正配置調査特別委員会（報告要旨）●

小中学校の適正配置調査特別委員会では、(1)小中学校の統廃合について、(2)小中一貫教育について、の調査・研究を行い集約しましたのでご報告します。

1 はじめに

本委員会では、付託調査事項について検討するにあたり、①市内小中学校の現状分析、②教育委員会及び教育長の小中学校の統合、小中一貫教育に対する考え方、③小中学校の児童・生徒の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、調査・研究を行いました。

2 調査・研究事項

①市内小中学校の現状分析

市内には小学校28校、中学校10校あり、約8,600名の児童・生徒がおります。そのなかで、規模の大きな学校は東小、東中であり、逆に小さな学校は上粕尾小、加蘇中であります。

②教育委員会及び教育長の小中学校の統合、小中一貫教育に対する考え方

統廃合については、適正規模を超えている大規模校については、何らかの対処をしなければならない問題と捉えており、逆に小規模校については、子どもの教育はその地域で進めるものと考えているようです。いずれの場合も今後も審議を繰り返しながら進めていかなければならない問題であることは間違いありません。

また、一貫教育については、小学校6年間と中学校3年間の9年間の総合的なカリキュラムで進めていくことで、様々な問題は予想されますが、カリキュラムに一貫性があることによるメリットも認識しておりました。



③アンケートの実施

アンケート調査では、校区の見直しや学校の統合について考慮すべき事項として、「教育に望ましいクラス数や学校規模」、「児童生徒の通学距離や通学手段の確保」と考えている保護者が多く、また、教育全般にわたる貴重なご意見をお寄せいただきました。

3 まとめ

学校の統廃合は、教育環境・条件をより良いものにするを前提に行われるべきであり、統合される場合には統合後の教育環境の整備が十分に図られる必要があります。また、地域の特性や保護者・地域住民の意向に配慮し、小規模校のデメリットや費用対効果の面からの議論を始めることは望ましくありません。行政は、将来の児童・生徒数の減少見込みを勘案し、その学校の現状、小規模校における教育、通学の条件整備、廃校後の跡地利用、地域とのつながりの確保など、様々な問題提起をすることが必要と

考えます。

学校規模を確保するための統合ではなく、義務教育9年間を通して、小学校と中学校の連携を見直し、一定の集団規模を確保し、教育効果の向上を図るような統合を検討すべきではないでしょうか。併せて、大規模校の適正規模の問題は、財政上の観点だけでなく、全ての子どもたちが同様の教育条件・適正な環境の中で教育を受けることができ

るよう対策を講じる必要があると考えます。

次に、小中一貫教育は、9年間を見通したカリキュラムによる指導の継続性が図れ、保護者の期待も大きなものがあります。一貫教育は、研究会を立上げ先進事例などを参考にしながら、検討・議論をしたうえで導入すべきであると考えます。

当委員会として以上を提言いたします。

鹿沼市議会基本条例の制定について

議会基本条例調査特別委員会において、調査・検討されてきた「鹿沼市議会基本条例」は、委員長から付託調査事項の最終報告があり、第4回議会定例会において、議員提案として可決され、9月1日から施行になりました。

条例全文は以下のとおりです。

鹿沼市議会基本条例

鹿沼市議会（以下「議会」という。）は、市民の意思を行政に反映する代表機関であり、かつ、多様な市民の意見を代表する意思決定機関である。また、議会は、政策決定及び執行機関に対する監視及び評価を行い、並びに政策を提言することにより、市民生活の向上及び福祉の増進並びに市政の発展に努める責務を有する。さらに議会は、市長とともに市民の信託を受け、市長と対等な関係の下に相互の牽制及び抑制を図る二元代表制の下で、市民の信託に応える責務を有している。

さらなる地方自治の進展を図るためには、市民と鹿沼市との信頼関係及び協働の精神が不可欠であることから、議会の担うべき役割及び責務は増大している。

そうした時代の要請に応じていくため、議会は、先人が築いた歴史と伝統を受け継ぎ、子や孫たちのための未来に向けた新たな価値の創造に向けて、創意工夫を重ね、行動する議会として市民とともに地域の主体性を高めることを決意する。

ここに、議会は、市民参加、市民に開かれた活動による市民生活及び福祉の向上並びに市政の発展に寄与する基盤として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会及び議員の役割を明らかにするとともに、議会活動の原則となる基本的事項を定めることにより、議会及び議員は市民の信託に応え、もって市民生活及び福祉の向上並びに公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（議会の活動）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。



- (1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の意見を把握し、政策形成に生かせるよう、市民参加の機会を確保すること。
- (3) 市民の意見を基に調査し、及び研究し、政策提言、政策立案等に努めること。
- (4) 市民主権の立場から市政運営が適正に行われているかを監視し、及び評価すること。
- (5) 説明責任を果たすため、市民に分かりやすい方法で議会の会議の原則公開及び情報の提供を行うこと。

（議員の活動）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であるとの認識の下、議員間の自由な討論を十分に尽くし、合意形成に努めること。
- (2) 市政について市民の意見を的確に把握し、調査し、及び研究するとともに、市民全体の代表者として活動すること。
- (3) 一部団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の生活及び福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

- 第4条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策を中心とした共通の理念を共有する議員で構成するものとする。
 - 3 会派は、政策決定、政策提言、政策立案等を調査し、及び研究するとともに、会派内で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。

(委員会の設置)

- 第5条 議会は、広報及び広聴に関する機能の充実並びに政策の調査、研究、立案、提言その他審査諮問のため必要があると認めるときは、委員会を設置することができる。

(市民と議会との関係)

- 第6条 議会は、市民に対して積極的に情報を発信し、情報の共有化を推進するとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。
- 2 議会は、本会議、常任委員会その他の会議を原則として全て公開するものとする。
 - 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験者等による専門的調査、広聴会制度及び参考人制度を活用し、並びに請願及び陳情の提案者の意見聴取の機会を設定することにより、市民等の意見を聴き、議会の政策形成に生かすよう努めるものとする。
 - 4 議会は、市民の意見を把握し、調査し、及び研究することにより、政策提言、政策立案等に努めるため、議会報告会の開催等市民との開かれた意見交換の場を設けるものとする。

(議員と市長等との関係等)

- 第7条 議会の審議における議員と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の関係は、二元代表制の下に緊張関係を保持するものとする。
- 2 市長等は、本会議において議長の許可を得て、議員の質問に対してその趣旨を確認することができる。
 - 3 議会は、基本構想に基づく基本計画の策定に当たっては、計画策定の段階から提言することができる。

(政策過程の説明請求)

- 第8条 議会は、市長が政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）を提案したときは、政策水準及び議会の審議の向上を図るため、次に掲げる事項が分かる資料の提出又は説明を市長に求めることができる。
- (1) 政策等を必要とする背景
 - (2) 提案するまでの経緯
 - (3) 市民参加の実施の有無及びその内容

- (4) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
 - (5) 基本構想に基づく基本計画における根拠又は位置付け
 - (6) 政策等の実施に係る財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等の効果及び維持費
- 2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の事項による分かりやすい説明を市長に求めるものとする。
 - 3 第1項の説明は、全議員に対して又は委員会等において行うものとし、議長は、議会事務局長にその会議録を作成させるものとする。

(監視及び評価)

- 第9条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。
- 2 議会は、本会議等における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

(政策の研究、立案及び提言)

- 第10条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努めることにより、条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行うものとする。
- 2 議会は、政策等に対して、共通認識及び合意形成を図ることにより、政策の立案、提案及び提言を推進するため、政策討論を行うものとする。

(議会図書室)

- 第11条 議会は、議会の政策立案機能の向上及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会事務局)

- 第12条 議会は、議会の監視機能及び政策立案機能の向上並びに議会活動の円滑かつ効率的な運営を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。

(議員の政治倫理)

- 第13条 議員は、市民の代表者として政治倫理を深く自覚し、鹿沼市議会議員の倫理に関する条例（平成14年鹿沼市条例第19号）を遵守し、品位の保持に努めなければならない。

(政務調査費)

- 第14条 会派の代表者は、鹿沼市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年鹿沼市条例第2号）第2条の規定により政務調査費の交付を受けたときは、会計帳簿、領収書等を整理するとともに、その用途の透明性を確保するため、政務調査費収支報告書を公表するものとする。

(予算の確保)

第15条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保し、及び円滑な議会運営を行うため、必要な予算の確保に努めるものとする。

2 議会は、適正な議会活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

(議員定数)

第16条 議会は、議員定数の改正に当たっては、市民の意向を踏まえ、総合的な検討を行うことにより、本市の実情に合ったものとする。この場合において、議会は、議員定数の改正理由を明らかにしなければならない。

2 議員定数は、鹿沼市議会議員定数条例（平成14年鹿沼市条例第45号）で定めるものとする。

(議員報酬)

第17条 議会は、議員報酬の改正に当たっては、市民の意

向及び議会活動が二元代表制である趣旨を踏まえるとともに、議会としての本来の機能の確保及び円滑な議会運営を行う観点から審議するものとする。

2 議員報酬は、鹿沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年鹿沼市条例第30号）で定めるものとする。

(条例の検証及び見直し)

第18条 議会は、市民の意向、社会情勢の変化等を勘案して、条例の検証及び改正を行うものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、条例の改正が必要なときは、適切な措置を講ずるとともに、その結果を市民に公表するものとする。

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

たんしん

▼人権擁護委員候補者

渡邊 正氏 (板 荷)

▼鹿沼市公平委員会委員

星野 芳一氏 (上日向)

▼鹿沼市固定資産評価審査委員会委員

大川 芳宏氏 (西茂呂)

▼鹿沼市粕尾財産区管理会委員

大森 輝男氏 (下粕尾)

大塚 勇氏 (下粕尾)

小杉 正昭氏 (中粕尾)

▼鹿沼市清洲財産区管理会委員

齋藤 忠氏 (中粕尾)

松嶋 孝一氏 (上粕尾)

神山 義一氏 (中粕尾)

臼井 登雄氏 (久野)

小杉 喜一氏 (久野)

松山 和明氏 (深程)

宇塚 照夫氏 (深程)

益子 義明氏 (北半田)

大塚 晴夫氏 (北半田)

意見書の提出

議員案として次の意見書の提出を可決し、関係機関に送付しました。

◇速やかな取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現を推進する意見書



全国市議会
議長会から
表彰

全国市議会議長会から、
全国市議会議長会産業経済
委員会の委員を務めた飯塚
議長に、感謝状が贈られま
した。



飯塚正人議長



請願・陳情は

こんな方法で

請願・陳情とは

市政全般について議会に実情の善処を要望する
ことで、議員の紹介があるものは請願になります。

A4版サイズで

表紙

内容

| | |
|--|--|
| <p>請願書</p> <p>紹介議員 (署名または記名押印)</p> <p>氏名 (署名または記名押印)</p> | <p>(件名)・・・について (要旨)・・・ (理由)・・・ 平成 年 月 日</p> <p>鹿沼市議会議長様</p> <p>請願人代表 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> |
|--|--|

- ◎請願・陳情事項は鹿沼市の権限内の事務に限ります。
- ◎要旨・理由は簡潔に記入してください。
- ◎道路・水路については場所等を明示するための略図を添付してください。

議会を

傍聴しませんか!

12月定例会の日程(案)

次のとおり予定されています。

| 日 時 | 会議の種類 |
|---------------|--------------------|
| 11月28日(月)10時～ | 開会・提出議案の説明 |
| 12月 6日(火)10時～ | 質疑・一般質問 |
| 7日(水)10時～ | 質疑・一般質問 |
| 8日(木)10時～ | 質疑・一般質問 |
| 12日(月)10時～ | 常任委員会(総務・環境経済) |
| 13日(火)10時～ | 常任委員会(文教民生・建設水道) |
| 15日(木)10時～ | 決算特別委員会(総務・環境経済) |
| 16日(金)10時～ | 決算特別委員会(文教民生・建設水道) |
| 20日(火)10時～ | 委員長報告・質疑・採決・閉会 |

*なお、正式な日程は議会運営委員会によって決定されます。

詳しくは議会事務局

TEL63-2203へ